

**中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に  
基づく取引金融機関の破綻の認定について**

経済産業大臣により指定された破綻金融機関と金融取引のある中小企業で、区長の認定を受けた場合金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および保証協会の審査があります。

**認定の要件**

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 〔法人〕区内に本店登記をしていること。〔個人〕区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める破綻金融機関\*1と認定申請日より遡って1年以内に金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関から借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

\* 1 指定金融機関は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁HP [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

**必要書類**

1	法人 / 個人	申請書 2 通
2	法人 / 個人	破綻金融機関との金銭消費貸借契約証書写し
3	法人 / 個人	当該融資の返済予定表
4	法人 / 個人	当該融資の直近の残高証明書
5	法人のみ	商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）
6	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式 税務署受付日のあるもの
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式 税務署受付日のあるもの
7	法人	法人実印（訂正印用です）
	個人	事業主の実印（訂正印用です）

**留意点**

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。

受付：台東区中小企業振興センター内1階 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128